

海外勤務者・外国人社員の 給与所得税務の基礎知識と実務ポイント

～国内外所得の課税範囲、各種フリンジベネフィッツなどに関わる税務実務～

- 日 時 ● 2018年 7月3日 火曜日 13:00 ～ 17:00
- 会 場 ● 東京・麹町 「厚生会館」6階 会議室 ※東京メトロ:有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩2分
- 講 師 ● Alpha Professions 上原重典税理士事務所 税理士 上原 重典 氏

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門(現 KPMG)を経て独立開業し、2001年に上原・宇野共同税務事務所を設立。税理士法人ザットへ組織変更し、2012年よりタイ現地法人の統括責任者として赴任。2016年税理士法人ザットの解散に伴い同法人において統括責任者となっていた事業をAPアウトソーシングへの移管、移籍し、タイ現地法人をAPO Asian Business Consultingに社名変更。2017年11月 AP アウトソーシングよりタイ現地法人を含む旧税理士法人ザットより移管した事業を譲り受け、Alpha Professions を立ち上げ、日本、タイにおける会計、税務に関するコンサルティング業務をスタートさせる。

日本においては、日系企業、欧米系企業の月次、年次の会計税務業務、税務コンサルティング、タイ進出検討企業の進出相談、技能実習生制度等を活用した人材確保等の相談、資産税相談を中心とした業務を提供しており、タイにおいては、現地進出日系企業に対する月次、年次の会計税務業務、法人設立相談、人事制度の再構築に関する相談、日本・タイ間における国際税務問題に対するコンサルティングを提供している。

●本講座の構成

【海外勤務者に関する】

- ・納税義務者の分類
- ・課税所得の分類
- ・課税所得の範囲 など個別要件のポイントを把握

【外国人社員に関する】

- ・給与、賞与の課税方法
- ・租税条約との関わり・フリンジベネフィッツ
- ・所得控除 など個別要件のポイントを把握

●ご参加対象：実務経験 初級～中級 ●

人事・総務部門、経理部門、海外事業部門、サポート部門などにご在籍の方で：

- ・海外勤務者／外国人社員をめぐる税務用語、実務の特徴、留意点までを基本から体系的に学びたい。
- ・租税条約と国内法上の解釈のポイントを整理して担当実務に反映させたい。
- ・税務実務担当者としての全般的な知識・経験の棚卸をしたい。 皆さま

●参加要領●

●受講料● 1名 (税込み、資料代含む)

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	35,640円	本体価格 33,000円

●当会ホームページからお申込み下さい。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

企業研究会セミナー

検索

- お申込み後(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- 最少催行人数に満たない場合ほか、諸般の事情により開催を中止させていただく場合もございます。
- 申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の操作方法(O発信の有無など)をご確認の上、FAX番号のお間違えにご注意ください

一般社団法人 企業研究会

担当：早瀬 E-mail: hayakan@bri.or.jp

102-0083 千代田区麹 5-7-2 麹町 M-SQUARE 2F

TEL 03-5215-3513 FAX: 03-5215-0951

弊会ホームページからのお申込みが便利です。https://www.bri.or.jp

181520-0905※		18-7-3 海外勤務者・外国人社員の給与所得税務の基礎知識	
会社名			
住所	〒		
TEL	FAX		
部課 役職	フリガナ		
	お名前		
e-mai			
部課 役職	フリガナ		
	お名前		
e-mai			

13:00

I. 海外勤務社員・外国人社員の日本における課税上の取り扱いの基本

1. 所得税法の基礎体系 ～国内勤務社員の給与所得税務を踏まえて～
2. 納税義務者の判定 ～各居住形態の定義 / 国内における住所の有無の判定～
3. 課税所得の範囲 ～国内源泉所得と国外源泉所得 / 国内源泉所得の概要～
4. 租税条約 ～租税条約の役割 / 租税条約と国内法の概要～

II. 具体的内容

1. 海外勤務者・外国人社員の納税義務者の判定
 - ・ビザ及び外国人登録証と居住形態の関係
 - ・再入国した場合
 - ・外交官家族に関する取り扱い
2. 海外勤務者・外国人社員に対する課税方法 ～源泉徴収と総合課税～
3. 給与、賞与に対する課税方法
 - ・国内源泉所得
 - ・租税条約
 - ・年途中で出入国した者の課税方法
 - ・源泉徴収と準確定申告
 - ・年末調整
 - ・内国法人からの役員報酬
 - ・外国法人の役員の取扱
 - ・従業員に対する租税負担
4. 退職金に対する課税方法
 - ・原則的課税と選択課税
 - ・住民税の現年分離課税
5. 海外勤務者・外国人社員のフリンジ ベネフィッツの税務
 - ・現地住宅/家賃補助
 - ・社有車貸与 / 維持費用
 - ・子女教育費補助
 - ・一時帰国旅費
 - ・留守宅手当
 - ・在外手当
 - ・引越費用等
 - ・ストックオプション
 - ・社会保険料
6. その他の所得の課税方法 ～自己所有家屋の社宅利用等～

14:50
休憩
15:00

III. 確定申告 その他

1. 確定申告 ～来日した年・来日の翌年以降及び出国した年の確定申告等～
2. 所得控除
 - ・海外でかかった医療費
 - ・本国の扶養家族と扶養控除
 - ・海外で負担した年金保険料（租税条約の適用がある場合）
3. 住民税 ～来日した年及び出国した年の住民税～
4. その他
 - ・送金課税
 - ・外国税額控除
 - ・源泉徴収義務と法定調書等

《質疑応答は適時実施致します》

※当日の講義進行（Q&A など）により上記時間枠内での時間配分に変更が発生する場合がございます。また、講師と同職種の方はご参加を頂けない場合があります。予めご了承下さい。

17:00

【これまでの受講者の声 ～アンケートより抜粋～】

- ・所得税の概要について理解することができました。
- ・基本としてまず日本国内の所得税法から解説をいただけた点が大変参考になりました。
- ・マトリックスとか資料が見やすかった。
- ・実務担当ではありませんが、概論として非常に分かりやすかったと思います。社内規定を確認して見ようと思います。
- ・基本的な所得税の考え方、事例を交えてご説明をいただきとてもわかりやすい講義でした。
- ・居住者、非居住者の区分、分け方について、今まで良く理解できていなかった点がクリアになりました。
- ・海外でのフリンジベネフィット、納税管理人制度などが理解できた。 など